

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 18 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和3年8月4日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生年月日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和2年12月25日 上天草市大矢野町地内	個人 (所有者) ブロック塀	403,500円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
		上天草市 (所有者) カーブミラー 消火栓	807,147円	
2	令和3年4月6日 玉名市石貫地内	個人 (所有者) ブロック塀	68,200円	
3	令和3年4月8日 熊本市東区保田窪本町地内	株式会社出先 (車両所有者) 普通自動車	165,137円	
4	令和3年4月28日 荒尾市大島地内	個人 (所有者) ブロック塀	55,000円	

5	令和3年5月27日 宇土市花園町地内	宇土市 (所有者) ガードレール	48,400円	
---	-----------------------	------------------------	---------	--

番号	発生年月日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
6	令和3年4月23日 熊本市南区城南町地内	有限会社ハイテックエンジニアリング (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。